

令和8年度 新潟市航空写真撮影及び土地・家屋経年異動調査業務委託一般競争入札に係る質問に対する回答

	質問項目	質問	回答
1	仕様書 第40条	<p>調査対象筆数について</p> <p>対象筆数 1,527,000 筆（令和5年度実績数値）について質問です。</p> <p>作業フロー図を拝見すると、判読環境構築を行う際に家屋課税マスタから対象外を除外し、一次判読を進めているようにお見受けします。この除外前の全数が 1,527,000 筆という解釈でよろしいでしょうか。その場合、実績値の除外後の筆数の概数をご教示いただきたく存じます。（作業費用に影響が大きいので是非開示いただきたく思います）</p> <p>上記解釈が異なっている場合、所有者や課非、地目、建物の有無等で抽出を行った筆数でしたら、その抽出条件をご教示いただきたく存じます。</p>	<p>判読環境構築を行う際に土地課税マスタから対象外を除外する前の全数が 1,527,000 筆です。</p> <p>除外後の実数については、正式な数値を把握しておりませんが、令和5年度では概ね1割程度が除外されているものと想定しています。</p>
2	仕様書 第42条	<p>【報告事項】について</p> <p>【報告事項】表中の(1)～(5)の前回の実績数量を概数で結構ですので、ご教示いただきたく存じます。</p> <p>また、(5)利用変更については具体的な変更状況の報告が必要でしょうか。もし必要な場合は前回実績の代表的な報告内容をご教示ください。</p>	<p>令和5年度の実績は以下のとおりです。</p> <p>(1) 約50件</p> <p>(2) 約20件</p> <p>(3) 約410件</p> <p>(4) 約550件</p> <p>(5) 約4,500件</p> <p>(5)の利用変更についての具体的な変更状況の報告は不要です。</p>
3	同上	<p>調査方法について1</p> <p>1筆に複数の土地利用が認められる場合（評価分割、按分評価）についても新旧で土地利用に変化がない場合は報告不要と考えてよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	同上	<p>調査方法について2</p> <p>異動対象としての取扱について例えば、道路のセットバック等については、航空写真で判読した現況地形と官民境等々の筆形状が一致していない場合は異動対象とする必要がありますでしょうか。</p>	<p>必要ありません。</p>
5	仕様書 第34条	<p>家屋経年異動判読について</p> <p>家屋異動判読は、甲が提供する旧写真と新写真のデジタルオルソ画像、陰影部可視化済み画像、及び数値表層モデルデータを利用し、乙が保有する家屋異動判読システム（PC マッピング※令和5年度実績）により、高さ及び色調を機械および目視により対比・照合し家屋経年異動の把握を行う。</p> <p>とございますが、PC マッピング以外の受託者が保有する家屋異動判読システム等を用いて異動判読を実施してもよいでしょうか。</p>	<p>仕様書記載のとおりです。</p>

※質問の受付順に記載しています。